

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目24番15号
ア ラ ラ 株 式 会 社
代表取締役社長 岩 井 陽 介

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日のご来場は極力お控えいただき、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年11月25日（木曜日）午後7時までには到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年11月26日（金曜日）午後1時
（受付開始予定 午後0時30分）
2. 場 所 東京都港区南青山二丁目24番15号 青山タワービル別館
当社本店会議室
3. 目的事項
報告事項 第16期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストック
オプションに関する報酬等の内容改定の件
第5号議案 監査等委員である取締役に対するストックオプションに関する
報酬等の内容改定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますよう、お願い申しあげます。

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インタ  
ーネット上の当社ウェブサイト（<https://www.arara.com/ir/>）に掲載させてい  
たきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下についてご留意いただけますよう、お願い申し上げます。

- ・感染拡大防止のため、会場の座席は、間隔を空けた配置とさせていただきます。満席の場合は、ご入場をお断りせざるを得ない場合がございます。
- ・ご来場される際には、マスクの着用をお願いいたします。
- ・会場受付での検温及び手指のアルコール消毒にご協力をお願いいたします。なお、37.5度以上の発熱が認められる場合、ご入場をお断りさせていただきます。
- ・出席取締役及び運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。

株主総会にご出席いただいた株主の皆さまへのお土産は用意しております。

(提供書面)

## 事業報告

(2020年9月1日から  
2021年8月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により企業活動や個人消費の停滞が長期化し、経済活動の停滞が継続しておりますが、日本国内も含め世界的にワクチン接種が進み、経済活動の再開を模索する動きも見られます。一方、米中対立が世界経済に及ぼす影響は引き続き予断を許さず、先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社の属する情報サービス業界においては、リモートワーク推進やEC市場の成長に伴う関連事業が拡大するなど、一部では明るい兆しも見られます。

このような環境下において、当社では新たなサービス開発を進めながら、リカーリングビジネス(注)を最重要戦略と位置づけ、顧客獲得を進めてまいりました。

その結果、当事業年度の売上高は1,461,352千円(前事業年度比21.7%増)、営業利益は305,605千円(前事業年度比123.2%増)、経常利益は280,056千円(前事業年度比97.0%増)、当期純利益は229,211千円(前事業年度比59.2%増)となりました。

(注) リカーリングビジネスとは、1つの商品を販売して取引が完了する従来のビジネスモデルではなく、顧客と継続して取引を行うシステムを構築することで、繰り返し利益を得ることができるビジネスモデルを指します。

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

なお、第1四半期会計期間から、各報告セグメントの業績をよりの確に把握することを目的に業績管理手法を変更したことに伴い、本社費用の各セグメントに対する配賦方法の変更を行っております。前事業年度との比較については、当該変更を反映させるための組替えを行った前事業年度のセグメント情報と比較しております。

#### ① キャッシュレスサービス事業

「キャッシュレスサービス事業」については、消費者の購買動向が通常の水準に戻ったこと等により、スーパーマーケット等における利用額の伸びは鈍ってはいるものの、キャッシュレス決済に対するニーズは堅調に推移しております。顧客数は当事業年度末には186社（前事業年度末比10.7%増）となり、累計エンドユーザー数も12,865千人（前事業年度末比23.1%増）となりました。また、当社が取扱うハウス電子マネーの決済額は223,448,141千円（前事業年度比5.2%増）と堅調に増加いたしました。

その結果、同サービスの当事業年度の売上高は781,334千円（前事業年度比60.1%増）、セグメント利益は408,486千円（前事業年度比186.1%増）となりました。

#### ② メッセージングサービス事業

「メッセージングサービス事業」については、期初の解約発生の影響により、一時的に業績が落ち込んだものの、様々な販売促進施策を実施した結果、期末には解約発生前の水準に回復しております。当事業年度の月次平均解約率は0.7%（前事業年度は0.9%）、当事業年度末における3年以上継続取引社数は169社（前事業年度末は153社）となりました。

その結果、同サービスの当事業年度の売上高は513,736千円（前事業年度比2.8%減）、セグメント利益は223,236千円（前事業年度比16.6%減）となりました。

#### ③ データセキュリティサービス事業

「データセキュリティサービス事業」については、引き続きパートナー企業を含む新規顧客開拓及び既存顧客の契約継続施策等に注力しました。当事業年度の平均解約率は0.6%（前事業年度は1.0%）となりました。

その結果、同サービスの当事業年度の売上高は118,421千円（前事業年度比13.7%減）、セグメント利益は40,398千円（前事業年度比22.7%減）となりました。

#### ④ その他の事業（ARサービス）

「その他の事業」のARサービスについては、新型コロナウイルス感染症の影響で、様々なイベントが中止を余儀なくされたことにより、イベント関連案件が中止又は延期となり、業績が伸び悩みました。

その結果、同サービスの当事業年度の売上高は47,860千円（前事業年度比2.0%増）、セグメント損失は17,124千円（前事業年度は16,760千円のセグメント損失）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度において、重要な設備投資はありません。

## (3) 資金調達の状況

当社は、2020年11月18日を払込期日とする公募増資による新株式発行により490,856千円の資金調達を行い、2020年12月22日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による新株式発行により153,143千円の資金調達を行いました。

また、当社は、株式取得に係る資金へ充当することを目的として、主要取引金融機関と総額1,700,000千円の金銭消費貸借契約を締結しております。

なお、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額200,000千円のコミットメントライン契約を締結しております。

## (4) 対処すべき課題

### ① 成長サービスにおける新たなビジネスモデルによる業績拡大

「キャッシュレスサービス事業」は、今後も市場規模が拡大すると予測されており、大手企業の参入等による競争激化が見込まれます。そのような環境においても当社が継続的に業績を拡大するために、ハウス電子マネーの強みを活かしたビジネスの多様化を検討しております。例えば、電子ギフトで、電子マネーの入金額・利用額が増え、新たに手数料を得たり、エンドユーザーがハウス電子マネーを利用して特定メーカーの商品を購入すると、当該メーカーから電子マネーが付与され、当社は当該メーカーから手数料を得ることができるチャージバックシステムの開発を業務提携先である東芝テック株式会社と推進する等、新しいビジネスモデルの展開も積極的に検討し、業績の拡大を図ってまいります。

### ② 優秀な人材の確保

当社の収益の源泉は、サービスの企画・設計を行う企画力であり、その企画を最新のテクノロジーで具現化する開発力及び保守運用力であり、これを維持・発展させるためには、当社のミッションに共感し、高い意欲を持った優秀な人材を数多く確保することが不可欠であります。高度な企画力、開発力及び運用力を持つ優秀な人材を積極的に採用し、人材の定着率を高めるために、従業員にとって働きやすい環境づくりに取り組んでおります。具体的には、自席だけでなく、開放感のあるオープンスペースでの執務環境の提供や従業員の自主性を尊重したコアタイムの無いフルフレックスタイム制や裁量労働制を採用することで、柔軟な働き方を支援しております。



### ③ 営業力の強化及び拡大

自社の営業力だけではなく、代理店やサービス連携パートナー企業等を活用した営業力の更なる強化が必要と考えております。また、ウェブを活用したサービス提供も予定しており、顧客のサービス利用開始までの期間を短縮し、効率の良い販売及びサービス提供による売上の拡大にも努めてまいります。

### ④ システムの安定性の確保

当社は、インターネットを利用して顧客にサービスを提供しているため、システムの安定稼働が必要不可欠であります。このため、顧客の増加に合わせたサーバの処理能力を増強する施策を継続的に実施し、システムの安定性の確保に努めてまいります。また、パブリッククラウドサーバの利用を積極的に推進することで、データ量の増加にもフレキシブルな対応が可能となり、ディザスタリカバリー（注）による安全性も担保しやすくなります。

（注）ディザスタリカバリーとは、地震や津波等の天災や、テロ、不正侵入等によりシステムが壊滅的な状況になった際に効率的、かつダウンタイムを最小限にして復旧・修復すること、また、その災害に備えたシステムや体制を指します。

### ⑤ 個人情報管理体制の強化

GDPR（General Data Protection Regulation：EU一般データ保護規則）等による世界的な個人情報管理の規制強化を背景に、個人情報を保有する法人の情報管理の実効性強化が求められております。当社では、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを2008年8月に取得する等、個人情報保護に努めておりますが、更に今後は、「キャッシュレスサービス事業」の拡大に合わせて、PCI DSS（注）に準拠したシステム開発を行い、セキュリティ基準の認定取得を計画しております。

（注）PCI DSSとは、Payment Card Industry Data Security Standardの略で、世界的に統一されたクレジットカード情報保護のためのセキュリティ対策フレームワークを指します。

### ⑥ 内部管理体制の強化

当社は、今後も更なる業容拡大を図るため、成長段階に沿った内部管理体制の強化が必要と認識しております。内部統制に基づき業務プロセスの整備を行い、業務を有効的かつ効率的に行ってまいります。また、内部管理体制を充実させるために、研修や社内勉強会等を開催し、内部統制及びコンプライアンスの強化に努めております。

⑦ 従業員教育等の支援強化

個々の従業員がミッションやビジョンを理解し、委譲された権限を適切に執行し、あらゆる製造原価、販売管理費の投資対効果を最大化させることができるよう、継続した従業員教育を行っております。一人ひとりが、新しい事業を生み出し、更には起業できるような人材を社会に輩出できるようにすることが、当社の収益拡大につながると考えております。その他にも、外部の優秀な人材及び企業との交流を促進するために、当社のオフィススペースを活用した従業員による自主的なイベントの開催等を支援しております。その成果の一例としては、社外との交流イベントを通じ、社員のブロックチェーン技術の知識が向上したことで個人間コイン流通サービスの開発につながり、実証実験の実施にまでこぎつけた事例があげられます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                               | 第 13 期<br>(2018年 8 月期) | 第 14 期<br>(2019年 8 月期) | 第 15 期<br>(2020年 8 月期) | 第 16 期<br>(当事業年度)<br>(2021年 8 月期) |
|-----------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                        | 1,027,878              | 1,042,777              | 1,201,078              | 1,461,352                         |
| 経 常 利 益 (千円)                      | 13,177                 | 111,841                | 142,139                | 280,056                           |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△) (千円)          | △113,337               | 114,791                | 143,962                | 229,211                           |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) (円) | △19.94                 | 20.19                  | 25.32                  | 37.34                             |
| 総 資 産 (千円)                        | 430,482                | 555,554                | 1,054,892              | 3,386,994                         |
| 純 資 産 (千円)                        | 161,867                | 276,658                | 420,621                | 1,310,112                         |
| 1株当たり純資産 (円)                      | 28.47                  | 48.66                  | 73.98                  | 209.20                            |

(注) 当社は、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。
- ③ 重要な関連会社の状況

| 会社名          | 資本金       | 議決権比率  | 主要な事業内容                                                          |
|--------------|-----------|--------|------------------------------------------------------------------|
| 株式会社バリューデザイン | 440,889千円 | 33.27% | サーバー管理型プリペイドカードシステム「バリューカードASPサービス」の提供による、企業のブランディング、プロモーション支援事業 |

(注) 当社は、2021年8月25日付でJNSホールディングス株式会社及びスタジオプラスコ株式会社より株式会社バリューデザインの株式を取得し、同社の議決権の33.27%を保有することとなりました。

## (7) 主要な事業内容 (2021年8月31日現在)

| 部 門             | 主要な製品又はサービス                                                              |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------|
| キャッシュレスサービス事業   | ・ point+plus<br>・ クルクル-QRコードリーダー (スマートフォンアプリ)<br>・ クルクル マネージャー (QRコード作成) |
| メッセージングサービス事業   | ・ replica sender<br>・ replica editor<br>・ replica auto-mail              |
| データセキュリティサービス事業 | ・ P-Pointer File Security                                                |
| その他の事業 (ARサービス) | ・ ARAPPLI (スマートフォンアプリ)<br>・ 「Spark AR」向けのコンテンツ制作                         |

## (8) 主要な営業所 (2021年8月31日現在)

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 本 社 | 東京都港区南青山二丁目24番15号 |
|-----|-------------------|



(9) 従業員の状況 (2021年8月31日現在)

| 従業員数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 96名 (12名) | 12名増      | 33.5歳 | 4.1年   |

| セグメントの名称         | 従業員数      | 前事業年度末比増減 |
|------------------|-----------|-----------|
| キャッシュレスサービス事業    | 43名 (5名)  | 17名増      |
| メッセージングサービス事業    | 24名 (3名)  | 5名減       |
| データセキュリティサービス事業  | 6名 (-)    | 4名減       |
| その他の事業 (AR サービス) | 5名 (-)    | 1名増       |
| 報告セグメント計         | 78名 (8名)  | 9名増       |
| 全社 (共通)          | 18名 (4名)  | 3名増       |
| 合計               | 96名 (12名) | 12名増      |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数 (契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員及び業務委託を含む) は、最近1年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、当社の特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年8月31日現在)

(単位: 千円)

| 借入先       | 借入額       |
|-----------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 1,700,000 |

- (注) 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額200,000千円のコミットメントライン契約を株式会社りそな銀行と締結しております。なお、当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高はありません。

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じて株主への利益還元の有無を今後も検討してまいります。

**(12) 事業の譲渡等の状況**

- ① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
  
- ② 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
  
- ③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
  
- ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
当社は、2021年8月25日付で、株式会社バリューデザイン<sup>1</sup>の発行済株式の33.26%を取得し、持分法適用関連会社といたしました。

**(13) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2021年8月31日現在)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 22,700,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,262,500株  |
| (3) 株主数      | 5,546名      |
| (4) 大株主      |             |

| 株 主 名                                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------|------------|---------|
| 岩 井 陽 介                                 | 1,441,800株 | 23.02%  |
| 株式会社デンソーウェーブ                            | 370,000    | 5.91    |
| L i v i o 株 式 会 社                       | 271,500    | 4.34    |
| I W A I G R O U P P T E . L T D .       | 250,000    | 3.99    |
| 寺 田 倉 庫 株 式 会 社                         | 194,900    | 3.11    |
| 井 上 浩 毅                                 | 153,500    | 2.45    |
| E E I クリーントック投資事業有限責任組合                 | 117,700    | 1.88    |
| M O R G A N S T A N L E Y & C O . L L C | 104,600    | 1.67    |
| ラ イ ク 株 式 会 社                           | 80,000     | 1.28    |
| 中 西 正 人                                 | 75,000     | 1.20    |

- (注) 1. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数が5,628,447株増加しております。また、2020年8月27日開催の臨時株主総会決議により、2020年9月2日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2020年9月11日付で新株予約権の行使により、発行済株式総数が59,000株増加しております。
3. 東京証券取引所マザーズへの株式上場にあたり実施した2020年11月18日を払込期日とする公募増資による新株式発行により、発行済株式総数が381,100株増加しております。
4. 2020年12月22日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式総数が118,900株増加しております。
5. 2020年11月20日から2021年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が18,200株増加しております。
6. 持株比率は自己株式(30株)を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
交付された新株予約権の状況

|                        |                                      | 第9回新株予約権                                    | 第12回新株予約権                                      |
|------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                                      | 2013年8月30日                                  | 2015年7月15日                                     |
| 新株予約権の数                |                                      | 1,060個                                      | 3,960個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                                      | 普通株式 106,000株                               | 普通株式 396,000株                                  |
| 新株予約権の払込金額             |                                      | 無償                                          | 無償                                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                                      | 1株当たり 270円                                  | 1株当たり 270円                                     |
| 権利行使期間                 |                                      | 2013年9月1日から<br>2022年11月27日まで                | 2017年7月16日から<br>2025年7月14日まで                   |
| 行使の条件                  |                                      | 当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。 | 同左                                             |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(監査等委員であるもの<br>及び社外役員を除く)     | —                                           | 新株予約権の数 2,621個<br>目的となる株式数 262,100株<br>保有者数 2名 |
|                        | 社外取締役<br>(監査等委員であるものを<br>除き、社外役員に限る) | —                                           | —                                              |
|                        | 取締役<br>(監査等委員)                       | 新株予約権の数 40個<br>目的となる株式数 4,000株<br>保有者数 3名   | —                                              |

|                        |                                  |                                                |
|------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------|
|                        |                                  | 第14回新株予約権                                      |
| 発行決議日                  |                                  | 2019年11月27日                                    |
| 新株予約権の数                |                                  | 2,180個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                                  | 普通株式 218,000株                                  |
| 新株予約権の払込金額             |                                  | 無償                                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                                  | 1株当たり 385円                                     |
| 権利行使期間                 |                                  | 2021年11月27日から<br>2029年11月26日まで                 |
| 行使の条件                  |                                  | 当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。    |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(監査等委員であるものを除く)           | 新株予約権の数 2,050個<br>目的となる株式数 205,000株<br>保有者数 3名 |
|                        | 社外取締役<br>(監査等委員であるものを除き、社外役員に限る) | —                                              |
|                        | 取締役<br>(監査等委員)                   | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 10,000株<br>保有者数 3名    |

- (注) 1. 新株予約権のうち、当事業年度末日の時点において既に退任している取締役が付与した新株予約権は上記に含めておりません。
2. 新株予約権のうち、取締役就任前に付与した新株予約権は上記に含めております。
3. 2020年8月17日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
4. 2020年8月27日開催の臨時株主総会決議により、2020年9月2日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役の状況 (2021年8月31日現在)

| 会社における地位         | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                         |
|------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長          | 岩 井 陽 介   | 有限会社自在代表取締役<br>IWAI GROUP PTE.LTD. Director                                                                     |
| 取締役副社長           | 井 上 浩 毅   | コーポレート本部長                                                                                                       |
| 取 締 役            | 竹 ヶ 鼻 重 喜 | クリエイティブ本部長                                                                                                      |
| 取 締 役            | 水 越 宏 明   | 株式会社デンソーウェーブ<br>執行役員 AUTO-ID事業部事業部長<br>株式会社デンソーエスアイ取締役                                                          |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 加 藤 徹 行   |                                                                                                                 |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 井 上 昌 治   | 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル<br>弁護士<br>KLab株式会社社外取締役 (監査等委員)<br>株式会社SKIYAKI<br>社外取締役 (監査等委員)<br>株式会社ザッパラス<br>社外取締役 (監査等委員) |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 種 谷 信 邦   | ソウ・エクスペリエンス株式会社監査役<br>ノーベルファーマ株式会社社外取締役                                                                         |

- (注) 1. 取締役水越宏明氏並びに取締役 (監査等委員) 加藤徹行氏、井上昌治氏及び種谷信邦氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) の加藤徹行氏は、金融機関においてリスク管理・コンプライアンスに関する豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員として選定しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。



### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

① 当該保険契約の被保険者の範囲

当社の全ての取締役（監査等委員含む）

② 当該保険契約の内容の概要

被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うときに、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害、又は、当該請求がなされるおそれがある状況が生ずることによって、対象役員がこれに対応するために要する費用を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、契約期間は1年間であります。

③ 当該保険契約により役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようするための措置

対象役員の犯罪行為等に起因する損害は、当該保険契約の免責事項となります。

### (4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別報酬の決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年9月28日、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本①において同じ）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「決定方針」という）を取締役会において決議しております。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の個人別の報酬（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。以下同じ）の決定に関しては、金銭報酬については固定報酬（現金）及び業績連動報酬（現金）で構成されており、固定報酬については、役位及び各事業年度の売上高を考慮して定めることとしております。

業績連動報酬（現金）は、売上高、営業利益又は「営業利益＋減価償却費及び償却費±その他の調整項目」、各人の個別目標の達成率に応じて算出された額を支給することとしており、業績指標として売上高、営業利益又は「営業利益＋減価償却費及び償却費±その他の調整項目」を選定した理由としては、長期的・持続的に成長することを定めた中期経営計画の財務目標と最も関連しているためであります。

また、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として新株予約権を付与することとし、付与数は役位に応じて決定いたします。

基本報酬（現金）、業績連動報酬（現金）又は非金銭報酬（新株予約権）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、基本報酬（現金）を主たる報酬としつつ、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう適切に決定いたします。

基本報酬（現金）と前期実績に基づく業績連動報酬（現金）は、12等分した金額

を毎月支給し、金銭報酬（新株予約権）は、原則として毎年1回支給いたします。

各取締役の報酬等については、取締役会が、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会における審議結果を踏まえ、その具体的内容を決定いたします。

ウ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、代表取締役社長が役位、職責、在任年数、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮した上で決定した取締役の報酬額について、社外取締役の同意を得ていることから、取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分                             | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額（千円）     |        |       | 対象となる役員<br>の員数<br>(名) |
|----------------------------------|--------------------|--------------------|--------|-------|-----------------------|
|                                  |                    | 固定報酬               | 業績連動報酬 | 非金銭報酬 |                       |
| 取締役（監査等委員であるものを除く）<br>（うち、社外取締役） | 51,900<br>(-)      | 51,900<br>(-)      | -      | -     | 3<br>(0)              |
| 監査等委員である<br>取締役<br>（うち、社外取締役）    | 15,750<br>(15,750) | 15,750<br>(15,750) | -      | -     | 3<br>(3)              |
| 合 計<br>（うち、社外取締役）                | 67,650<br>(15,750) | 67,650<br>(15,750) | -      | -     | 6<br>(3)              |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、取締役（監査等委員であるものを除く）である社外取締役1名は無報酬であるため、上記一覧には含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬限度額は、2020年8月27日開催の臨時株主総会において年額455,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は4名（うち社外取締役は1名）です。また上記の報酬額とは別枠で、2019年11月27日開催の第14回定時株主総会において、各事業年度における定時株主総会の日から1年以内の日に発行するストックオプション報酬としての新株予約権の数を上限2,050個とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は4名（うち社外取締役は1名）です。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年8月27日開催の臨時株主総会において年額45,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）です。また上記の報酬額とは別枠で、2019年11月27日開催の第14回定時株主総会において、各事業年度における定時株主総会の日から1年以内の日に発行するストックオプション報酬としての新株予約権の数を上限100個とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）です。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役水越宏明氏は、株式会社デンソーウェーブ執行役員AUTO-ID事業部事業部長、株式会社デンソーエスアイ取締役であります。株式会社デンソーウェーブと当社との間には開発受託の取引関係がありますが、株式会社デンソーエスアイと当社の間には特別の関係はありません。
- ・取締役井上昌治氏は、弁護士法人マーキュリー・ジェネラル弁護士、KLab株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社SKIYAKI社外取締役（監査等委員）、株式会社ザッパラス社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役種谷信邦氏は、ソウ・エクスペリエンス株式会社監査役及びノーベルファーマ株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 地 位 | 氏 名     | 出席状況及び発言状況並びに当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                         |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 水 越 宏 明 | 当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、大企業における豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。            |
| 取締役 | 加 藤 徹 行 | 当事業年度に開催された取締役会15回及び監査等委員会15回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に内部管理体制整備に係る豊富な経験・見地から、適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。 |
| 取締役 | 井 上 昌 治 | 当事業年度に開催された取締役会15回及び監査等委員会15回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に法律分野での豊富な経験・見地から、適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。      |
| 取締役 | 種 谷 信 邦 | 当事業年度に開催された取締役会15回及び監査等委員会15回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に会社経営に係る豊富な経験・見地から、適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。     |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 18,535千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,535千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の何れかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるときは、当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決定し、取締役会決議を経て株主総会へ提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正性を確保するための体制として「内部統制システムに関する基本方針」を制定することを2014年2月14日開催の取締役会において決議（2019年5月17日開催の取締役会において改訂を決議）しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備及び運用を行っております。

### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### (1) 基本的な考え方

- ① 取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため倫理規範、行動基準及び諸規程を定め、これを遵守することを誓約する。
- ② 企業理念を取締役社長が繰り返し役職員に伝えることにより、企業倫理意識の浸透に努めるとともに、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを徹底する。

#### (2) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンスに関する取組みを統括する組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努め、適時、取締役会及び監査等委員会へ報告する。
- ② コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス業務を担当する部署を明らかにし、コンプライアンス態勢の整備・強化を図る。
- ③ コンプライアンス担当取締役、内部監査責任者及び監査等委員会は、コンプライアンスの浸透状況を検証する。
- ④ 不正行為の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度規程」を定め、取締役及び使用人が弁護士等を通して通報することが可能な内部通報窓口を設置する。

#### (3) 反社会的勢力の排除に対する基本的な考え方と体制

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引を含む一切の関係を遮断するものとする。
- ② 反社会的勢力排除に向けた体制  
反社会的勢力対応部署を定め、取引先の審査を行うこと等により反社会的勢力との関係の遮断に努めるとともに、反社会的勢力から接触を受けた場合には外部専門機関と連携しつつ組織的対応を行うものとする。



## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。監査等委員は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、社内諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じ取締役会へ報告することができる。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

### (1) 平時の対応

「リスク管理規程」、「リスク管理基準」を制定し、リスク・コンプライアンス委員会が全体のリスクを総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。

内部監査責任者は、各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役社長へ報告する。

### (2) 有事の対応

天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、緊急時対応マニュアル、緊急時対応計画に従い情報収集、対応方針の制定・原因究明・対応策の決定を行う。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、取締役会における職務分担の決議のほか、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき各人の職務内容及び責任を明確にし、効率的な職務執行が行われる体制を構築する。

## 5. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役社長は監査等委員会と協議の上、コーポレート本部に所属する使用人を監査等委員会の補助すべき使用人として指名することができる。

## 6. 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

前項に基づき指名された使用人への指揮命令権は、監査等委員会が指定する補助業務の期間中は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役からの指揮命令を受けない。



7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ会社の業務執行状況を報告する。また、当社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに監査等委員会に報告する。

監査等委員は、必要に応じ何時でも当社の重要と思われる会議に出席したり、書類の提示を求めたりすることができる。

8. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の費用請求には、監査等委員会の職務執行に必要なでないことを確認した場合を除き、速やかに応じる。

また、監査等委員会が取締役社長、会計監査人、内部監査責任者とそれぞれ意見交換を行うことにより、コンプライアンス上の課題、問題を把握できる体制構築を行うとともに、内部監査責任者は監査等委員会と連携を保つよう努め、監査等委員会監査の実効性確保に協力するものとする。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」に基づき取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を原則として3か月に1回以上開催し、リスク・コンプライアンスの実態把握に努めるとともに必要な施策の指示や取締役会、監査等委員会への報告を行っております。

また、コンプライアンス意識の醸成を図るため、コンプライアンス担当取締役と所管部署の使用人が中心となり全役職員に対するコンプライアンス研修を実施しております。

反社会的勢力の排除については、取引開始時に相手方の属性を確認したり契約書に反社会的勢力の排除を謳った条文を規定したりするなどの対応を行っております。また、万が一、反社会的勢力から接触を受けた場合には外部専門機関や弁護士に相談できる態勢を整えております。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況

「文書管理規程」を始めとする関連規程に従い取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録、保存しております。内部監査責任者は部門監査等を通じ、規程遵守状況を検証しその結果を取締役社長へ報告しております。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

平時はリスク・コンプライアンス委員会が全社のリスクを統括的に管理し、各部門からリスク管理状況について定期、随時の連絡を受け取締役会に対し定期的に報告しております。

また、内部監査責任者は定期的な部門監査の中で各部署のリスク管理状況の検証を行い、その結果を取締役社長へ報告しております。

有事（リスクの顕在化）が発生した場合は、緊急時対応ルールに従い当該事象の内容に応じ責任者を明確にして情報収集、対応方針の制定・原因究明・対応策の決定を行い、問題解決に努めております。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

取締役会において取締役社長、業務執行役の職務分担を決議しているほか、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき執行役員を始めとする使用人の職務内容及び権限を明確にしております。

### 5. その他の業務の適正を確保するための体制の運用状況

監査等委員会からの要望には適宜対応し、業務の適正の確保に努めております。

# 貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産      | 707,224   | 流動負債          | 576,882   |
| 現金及び預金    | 560,693   | 買掛金           | 52,151    |
| 売掛金       | 134,402   | 短期借入金         | 100,000   |
| 前払費用      | 12,149    | 1年内返済予定の長期借入金 | 200,000   |
| その他       | 275       | 未払金           | 30,270    |
| 貸倒引当金     | △295      | 未払費用          | 16,742    |
| 固定資産      | 2,679,769 | 未払法人税等        | 40,255    |
| 有形固定資産    | 25,351    | 未払消費税等        | 25,076    |
| 建物        | 15,361    | 前受金           | 105,598   |
| 工具、器具及び備品 | 9,989     | 預り金           | 6,787     |
| 無形固定資産    | 250,175   | 固定負債          | 1,500,000 |
| ソフトウェア    | 250,175   | 長期借入金         | 1,500,000 |
| その他       | 0         |               |           |
| 投資その他の資産  | 2,404,242 | 負債合計          | 2,076,882 |
| 投資有価証券    | 325       | (純資産の部)       |           |
| 関係会社株式    | 2,333,164 | 株主資本          | 1,310,112 |
| 敷金        | 30,459    | 資本金           | 661,664   |
| 保険積立金     | 9,535     | 資本剰余金         | 661,857   |
| 繰延税金資産    | 30,758    | 資本準備金         | 661,664   |
| その他       | 639       | その他資本剰余金      | 192       |
| 貸倒引当金     | △639      | 利益剰余金         | △13,359   |
|           |           | その他利益剰余金      | △13,359   |
|           |           | 繰越利益剰余金       | △13,359   |
|           |           | 自己株式          | △49       |
|           |           | 純資産合計         | 1,310,112 |
| 資産合計      | 3,386,994 | 負債純資産合計       | 3,386,994 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2020年9月1日から  
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金      | 額         |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 1,461,352 |
| 売 上 原 価               |        | 434,708   |
| 売 上 総 利 益             |        | 1,026,643 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 721,038   |
| 営 業 利 益               |        | 305,605   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 23     |           |
| 助 成 金 収 入             | 6,445  |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額       | 3,400  |           |
| そ の 他                 | 185    | 10,054    |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 1,628  |           |
| 支 払 手 数 料             | 17,000 |           |
| 上 場 関 連 費 用           | 16,842 |           |
| そ の 他                 | 132    | 35,603    |
| 経 常 利 益               |        | 280,056   |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 588    | 588       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 279,467   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 34,506 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 15,749 | 50,256    |
| 当 期 純 利 益             |        | 229,211   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から  
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |           |                 |                 |                    |                 |         |            | 純資産<br>合計 |
|---------------|---------|-----------|-----------------|-----------------|--------------------|-----------------|---------|------------|-----------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |                 | 利 益 剰 余 金          |                 | 自 己 株 式 | 株主資本<br>合計 |           |
|               |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合計 | そ の 他 利 益<br>剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合計 |         |            |           |
|               |         |           |                 |                 | 繰越利益<br>剰余金        |                 |         |            |           |
| 当 期 首 残 高     | 331,500 | 331,500   | 192             | 331,692         | △242,571           | △242,571        | —       | 420,621    | 420,621   |
| 当 期 変 動 額     |         |           |                 |                 |                    |                 |         |            |           |
| 新 株 の 発 行     | 330,164 | 330,164   | —               | 330,164         | —                  | —               | —       | 660,329    | 660,329   |
| 当 期 純 利 益     | —       | —         | —               | —               | 229,211            | 229,211         | —       | 229,211    | 229,211   |
| 自 己 株 式 の 取 得 | —       | —         | —               | —               | —                  | —               | △49     | △49        | △49       |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 330,164 | 330,164   | —               | 330,164         | 229,211            | 229,211         | △49     | 889,490    | 889,490   |
| 当 期 末 残 高     | 661,664 | 661,664   | 192             | 661,857         | △13,359            | △13,359         | △49     | 1,310,112  | 1,310,112 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券  
時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

仕掛品 個別法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具及び備品 4～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 3～5年

#### 3. 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 4. 繰延資産の処理方法

株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。



## II. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

## III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 30,758千円

### 2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、将来の事業計画に基づいた課税所得が十分に確保でき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、課税所得の見積額が変動した場合、繰延税金資産が増額又は減額され、税金費用に影響を及ぼす可能性があります。

## IV. 追加情報に関する注記

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が少なくとも一定期間以上続くとの仮定のもと、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき会計上の見積りを会計処理に反映しております。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## V. 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

関係会社株式 2,332,753千円

#### (2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 200,000千円

長期借入金 1,500,000千円

---

計 1,700,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 66,724千円

## VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                               |            |
|-------------------------------|------------|
| 1. 当事業年度末日における発行済株式の数         |            |
| 普通株式                          | 6,262,500株 |
| 2. 当事業年度末日における自己株式の数          |            |
| 普通株式                          | 30株        |
| 3. 当事業年度末日における新株予約権の目的となる株式の数 |            |
| 普通株式                          | 737,600株   |

## VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 貸倒引当金                 | 286千円            |
| 減価償却費                 | 6,043千円          |
| 関係会社株式取得関連費用          | 1,322千円          |
| 投資有価証券評価損             | 15,807千円         |
| 税務上の繰越欠損金             | 51,097千円         |
| その他                   | 6,165千円          |
| 繰延税金資産 計              | <u>80,722千円</u>  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △29,507千円        |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △20,457千円        |
| 評価性引当額 計              | <u>△49,964千円</u> |
| 繰延税金資産 合計             | <u>30,758千円</u>  |
| 繰延税金資産の純額             | <u>30,758千円</u>  |

## Ⅷ. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

関係会社株式は市場価格の変動リスク及び発行企業の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが一ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に株式取得に係る資金へ充当することを目的としており、償還日は最長で決算日後2年以内であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、関係会社株式について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 貸借対照表<br>計上額(*1) | 時 価(*1)     | 差 額      |
|---------------|------------------|-------------|----------|
| (1) 現金及び預金    | 560,693          | 560,693     | —        |
| (2) 売掛金       | 134,402          | 134,402     | —        |
| (3) 関係会社株式    | 2,333,164        | 1,565,263   | △767,900 |
| (4) 買掛金       | (52,151)         | (52,151)    | —        |
| (5) 短期借入金     | (100,000)        | (100,000)   | —        |
| (6) 長期借入金(*2) | (1,700,000)      | (1,700,000) | —        |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 長期借入金には、1年内の返済予定分を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 関係会社株式

関係会社株式の時価については、取引所の価格によっております。

### (4) 買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (6) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもののみであります。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 投資有価証券（貸借対照表計上額 325千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローが見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

#### IX. 持分法損益等に関する注記

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 関連会社に対する投資等の金額     | 2,333,164千円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額   | 一千円         |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 一千円         |

#### X. 1株当たり情報に関する注記

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 209円20銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 37円34銭  |

(注) 当社は、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

#### XI. 重要な後発事象

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年10月20日

アララ株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 一樹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 靖史  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アララ株式会社の2020年9月1日から2021年8月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は令和2年9月1日から令和3年8月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行について監査を行いましたので、以下のとおりご報告致します。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査等委員会の職務の執行のため必要な事項及び取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制として会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハ、会社法施行規則第110条の4で定める内容（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け必要に応じ説明を求め意見を表明するとともに、下記の方法により監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査方針、職務分担等に基づき業務執行取締役が所管する内部統制部門との連携も図りつつ、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け必要に応じ説明を求め重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施していることを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じ説明を求めました。また会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日、企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じ説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書について検討致しました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を概ね的確に示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議、事業報告に記載されたその内容及び運用状況の概要は、相当であると認めます。  
ただし経営力強化を図るため、内部統制システムの継続的な強化に取り組み法令等遵守、業務の有効性・効率性、財務諸表の質的向上に努めることが求められます。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

3. 各監査等委員の意見

監査等委員会の報告内容と異なる意見を持つ監査等委員はいません。

4. 後発事象

本年8月に取得した株式会社バリューデザイン普通株式(576,100株を取得し関係会社株式2,333,164千円を計上)については引き続き留意を要します。

令和3年10月20日

アララ株式会社 監査等委員会

社外取締役監査等委員(委員長) 加藤 徹行

社外取締役監査等委員 井上 昌治

社外取締役監査等委員 種谷 信邦

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### 1. 提案の理由

- (1) 今後の当社における経営及び事業の多様化に対応するために新たな事業目的を追加するものであります。
- (2) 上記の変更に伴い、号数の繰り下げを行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>① <u>プリペイドカード及びポイントカードのシステム、ソフトウェア及びハードウェアの研究、設計、開発、請負、受託、販売、保守、運営、リース、輸出入及びこれらのコンサルティング業務</u></p> <p>②～⑫ (条文省略)</p> <p>⑬ <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>⑭ (新設)</p> <p>⑮ (新設)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに<u>次の事業を営む会社(外国会社を含む)、組合(外国における組合に相当するものを含む)、及びこれらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。</u></p> <p>① <u>電子決済及び付帯するロイヤリティプログラム等のシステム、ソフトウェア及びハードウェアの研究、設計、開発、請負、受託、販売、保守、運営、リース、輸出入及びこれらのコンサルティング業務</u></p> <p>②～⑫ (現行どおり)</p> <p>⑬ <u>電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、収納・支払等の代行、資金移動業</u></p> <p>⑭ <u>携帯情報端末機及びコンピューターによる通信販売及びそのシステム構築業務</u></p> <p>⑮ <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）4名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いするものであります。

なお本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。



| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | いわい ようすけ<br><b>岩井 陽介</b><br>(1965年11月20日生) | 1989年4月 株式会社リクルートコスモス<br>(現株式会社コスモスイニシ<br>ア) 入社<br>1991年10月 株式会社リクルートビルマネジ<br>メント (現株式会社ザイマック<br>ス) 入社<br>1994年10月 株式会社パシフィック・クリエ<br>イティブ入社<br>1998年6月 株式会社パラダイスウェブ<br>取締役<br>1998年9月 株式会社サイバード専務取締役<br>2001年7月 有限会社自在代表取締役<br>(現任)<br>2002年2月 株式会社ディムーブ取締役<br>2003年7月 株式会社自在代表取締役<br>2005年4月 株式会社サイバード取締役兼<br>執行役員副社長<br>2005年6月 有限会社自由自在取締役<br>2005年9月 Airborne Entertainment取締役<br>2006年3月 有限会社自由自在代表取締役<br>2006年6月 IWAI GROUP PTE. LTD. Director<br>(現任)<br>2006年10月 CYB International President<br>2007年2月 当社取締役<br>2007年6月 株式会社サイバードホール<br>ディングス取締役<br>2008年1月 当社代表取締役社長 (現任)<br>2008年2月 ONPOO株式会社社外取締役<br>2009年10月 ナチュラルビューティラボ株式<br>会社取締役<br>2010年2月 Dr. Body株式会社取締役<br>2010年7月 株式会社イー・コミュニケーシ<br>ョンズ社外取締役<br>2010年10月 アララ株式会社 (注1)<br>代表取締役<br>2012年8月 ARARA PTE. LTD. Director | 1,441,800株     |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | いのうえ ひろき<br>井上 浩毅<br>(1966年7月5日生)    | 1990年4月 株式会社トーメン（現豊田通商株式会社）入社<br>2003年4月 株式会社サイバード入社<br>2005年9月 Airborne Entertainment取締役<br>2006年11月 ONPOO株式会社社外取締役<br>2007年8月 CYB International President<br>2008年3月 Miyowa取締役顧問<br>2008年8月 当社入社<br>2011年9月 当社執行役員 レピカ事業部<br>事業部長<br>2012年1月 株式会社VARCHAR（現株式会社SYSTEM CONCIERGE）取締役<br>2013年11月 当社取締役（現任）<br>2017年11月 当社副社長（現任）<br>2018年5月 当社コーポレート本部長<br>（現任） | 153,500株       |
| 3         | たけがはな しげき<br>竹ヶ鼻 重喜<br>(1969年7月17日生) | 1992年4月 東洋紙業株式会社入社<br>2001年11月 株式会社セラータムテクノロジー入社<br>2004年4月 株式会社コーデックスイメージズ入社<br>2006年6月 Codex Images International SA入社<br>2008年1月 株式会社リミックスポイント入社<br>2011年4月 株式会社パスタカード入社<br>2011年11月 当社入社<br>2013年11月 アララ株式会社（注1）取締役<br>2014年11月 当社取締役<br>2015年11月 当社執行役員クリエイティブ<br>室長<br>2017年11月 当社取締役（現任）<br>2017年12月 当社クリエイティブ本部長<br>（現任）                                | 10,600株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | みづこし ひろあき<br>水越 宏明<br>(1969年2月4日生) | 1994年4月 日本電装株式会社（現株式会社<br>デンソー）入社<br>1999年9月 デンソー労働組合出向<br>2004年10月 株式会社デンソーウェーブ出向<br>2006年1月 同社開発部開発2室長<br>2012年1月 同社ビジネス開発室長<br>2014年1月 同社AUTO-ID事業部技術企画部長<br>2017年7月 同社システムソリューショング<br>ループ長<br>2017年10月 同社AUTO-ID事業部副事業部長<br>2018年11月 当社社外取締役（現任）<br>2020年6月 株式会社デンソーエスアイ<br>取締役（現任）<br>2021年6月 株式会社デンソーウェーブ<br>執行役員AUTO-ID事業部事業部長<br>（現任） | —              |

- (注) 1. 2010年10月設立の、当社（当時社名は株式会社レピカ）子会社を指します。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 水越宏明氏は、社外取締役候補者であります。
4. 水越宏明氏は、株式会社デンソーウェーブ執行役員であり、当社は株式会社デンソーウェーブと開発受託の取引関係がありますが、その取引額は双方から見て売上高の2%未満であることから、当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、独立性に影響を及ぼすものではありません。当社は水越宏明氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合には、当社は同氏を独立役員とする予定であります。
5. 水越宏明氏は、株式会社デンソーウェーブで、新たなビジネス領域の開拓やプロジェクトマネジメントを中心とした経験が豊富であり、当社の事業に対して客観的な視点で助言・提言をいただく事を期待し、当社社外取締役候補者といたしました。
6. 水越宏明氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
7. 当社は、水越宏明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。本議案が原案どおり承認された場合には、同氏との責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の「4. 会社役員の状況 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認されますと、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、各候補者の任期途中で更新される予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、ガバナンス体制強化のため1名増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | かとう てつゆき<br>加藤 徹行<br>(1967年6月14日生)  | 1990年4月 日本銀行入行<br>1996年5月 預金保険機構派遣<br>1999年3月 金融再生委員会事務局派遣<br>2002年1月 KPMGフィナンシャル株式会社入社<br>2008年4月 個人事業主開業(現任)<br>2013年7月 当社監査役<br>2015年1月 アララ株式会社(注1) 監査役<br>2015年2月 株式会社VARCHAR(現株式会社SYSTEM CONCIERGE) 監査役<br>2017年11月 当社社外取締役(監査等委員)<br>(現任)                                                                                                         | —              |
| 2         | いのうえ しょうじ<br>井上 昌治<br>(1961年7月29日生) | 1984年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行<br>2000年4月 弁護士登録(現職)<br>田中綜合法律事務所入所<br>2000年10月 松嶋綜合法律事務所入所<br>2001年12月 株式会社総合医科学研究所(現株式会社総医研ホールディングス) 社外監査役<br>2009年9月 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル入所(現任)<br>2012年11月 当社社外監査役<br>2016年3月 KLab株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)<br>2016年4月 株式会社SKIYAKI社外取締役(監査等委員)(現任)<br>2017年7月 株式会社ザッパラス社外取締役(監査等委員)(現任)<br>2017年11月 当社社外取締役(監査等委員)<br>(現任) | —              |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | たねや のぶくに<br>種谷 信邦<br>(1949年12月19日生)     | 1972年4月 稲畑産業株式会社入社<br>2005年12月 同社代表取締役専務執行役員<br>2007年8月 株式会社バルス（現株式会社<br>Francfranc）入社<br>2013年4月 同社取締役相談役<br>2013年6月 ソウ・エクスパリエンス株式会社監<br>査役（現任）<br>2013年7月 当社監査役<br>2017年3月 ノーベルファーマ株式会社社外取<br>締役（現任）<br>2017年11月 当社社外取締役（監査等委員）（現<br>任） | —              |
| 4         | よねだ えみ<br>米田 恵美<br>(1984年1月20日生)<br>※新任 | 2004年12月 新日本監査法人（現EY新日本有限責<br>任監査法人）入社<br>2013年9月 米田公認会計士事務所代表<br>（現任）<br>2018年3月 公益社団法人日本プロサッカーリ<br>ーグ（Jリーグ）理事<br>2021年1月 一般社団法人エヌワン代表<br>（現任）<br>2021年6月 一般社団法人ハンドボールリーグ<br>理事（現任）<br>2021年7月 一般社団法人フェンシング協会理<br>事（現任）                  | —              |

- (注) 1. 2010年10月設立の、当社（当時社名は株式会社レピカ）子会社を指します。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 加藤徹行氏、井上昌治氏、種谷信邦氏及び米田恵美氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は加藤徹行氏、井上昌治氏及び種谷信邦氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、米田恵美氏についても、同取引所が定める独立役員要件を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は4氏を独立役員とする予定であります。
5. 加藤徹行氏は、これまで金融機関の監督や企業の内部管理体制整備のコンサルティングに携わるなど経営管理に係る経験が豊富で、引き続き当社の経営管理体制に関して助言いただく事を期待し、当社社外取締役候補者といたしました。
6. 井上昌治氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として長年に亘り会社法に関する業務を行ってきたほか、社外役員の経験が豊富なため、引き続き当社の企業法務やコーポレートガバナンス等に関して助言いただく事を期待し、当社社外取締役候補者といたしました。
7. 種谷信邦氏は、東証一部上場企業において代表取締役を務めるなど企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有するため、引き続き当社の経営戦略に関して助言いただくことを期待し、当社社外取締役候補者といたしました。
8. 米田恵美氏は、会社の経営に直接関与した経験はありませんが、公認会計士として培われた

財務及び会計に関する知見が豊富なため、当社の経営管理体制に関して助言いただくことを期待し、当社社外取締役候補者といたしました。

9. 加藤徹行氏、井上昌治氏及び種谷信邦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3名全員、4年となります。
10. 当社は、加藤徹行氏、井上昌治氏及び種谷信邦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、加藤徹行氏、井上昌治氏、種谷信邦氏及び米田恵美氏との間で、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
11. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の「4. 会社役員の状況(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認されますと、米田恵美氏が当該保険契約の被保険者に含まれ、同氏以外の各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、各候補者の任期途中に更新される予定であります。



#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストックオプションに関する報酬等の内容改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、2020年8月27日開催の当社臨時株主総会において、年額4億5,500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とすること、及び、2019年11月27日開催の当社第14回定時株主総会において、かかる報酬とは別枠で、ストックオプション報酬として付与する新株予約権について、各事業年度における定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限を2,050個とすることについて、ご承認いただいております。

本議案は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行により、取締役に対する報酬等としての新株予約権の付与に関し、一定の事項について株主総会の承認を得ることが求められたこと、及び、当社株式が東京証券取引所マザーズ市場へ新規上場したことに伴い取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、上記の年額4億5,500万円以内の報酬枠とは別枠で、ストックオプション報酬として下記の内容の新株予約権を付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、当該新株予約権に関する報酬等の額は、割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出される各新株予約権の公正価値に取締役割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出いたします。

本ストックオプションは、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的としており、上記の新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の内容は、ストックオプションの目的である適切なインセンティブとしての効果を勘案し定めております。加えて、本ストックオプションは、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（本招集ご通知15頁）にも沿うものであり、本議案については指名報酬委員会審議を経ていることから、本議案の内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は4名（うち、社外取締役は1名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は4名（うち、社外取締役は1名）となります。

#### 記

- (1) 払込金額 無償
- (2) 新株予約権の数の上限

2,050個を各事業年度における定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式205,000株を上限とし、下記により定義する付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の付与株式数



に上記新株予約権の上限の数に乗じた数とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個の目的である株式(以下「付与株式数」という)は、当社普通株式100株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)又は新株予約権の割当日の東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い方の金額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は株式分割又は株式併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く)、上記の行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額×(既発行株式数+(新規発行株式数×1株当たり払込金額)／新規発行前の株価)／(既発行株式数+新規発行株式数)

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、そ

の他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から10年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
- ③ 新株予約権の割当個数の全部又は一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の行使は、割り当てられた新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。
- ④ 新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合には、当社取締役会の決議がなされた場合）、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社取締役会が別途定める日をもって、当社はその有する未行使の新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 上記①及び②の場合における手続きは、当社が定めるところによる。

(9) 新株予約権のその他の事項

その他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議において定める。

## 第5号議案 監査等委員である取締役に対するストックオプションに関する報酬等の内容改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2020年8月27日開催の当社臨時株主総会において、年額4,500万円以内とすること、及び、2019年11月27日開催の当社第14回定時株主総会において、かかる報酬とは別枠で、ストックオプション報酬として付与する新株予約権について、各事業年度における定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限を100個とすることについて、ご承認いただいております。

本議案は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行により、取締役に対する報酬等としての新株予約権の付与に関し、一定の事項について株主総会の承認を得ることが求められたこと、及び、当社株式が東京証券取引所マザーズ市場へ新規上場したことに伴い、監査等委員である取締役に対し、上記の年額4,500万円以内の報酬枠とは別枠で、ストックオプション報酬として下記の内容の新株予約権を付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、当該新株予約権に関する報酬等の額は、割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出される各新株予約権の公正価値に取締役割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出いたします。

本ストックオプションは、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的としており、上記の新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の内容は、ストックオプションの目的である適切なインセンティブとしての効果を勘案し定めております。加えて、本議案については指名報酬委員会の審議を経ていることから、本議案の内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名ですが第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役4名）となります。

### 記

(1) 払込金額 無償

(2) 新株予約権の数の上限

100個を各事業年度における定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式10,000株を上限とし、下記により定義する付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の付与株式数に上記新株予約権の数の上限の数を乗じた数とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個の目的である株式（以下「付与株式数」という）は、

当社普通株式100株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

#### （４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）又は新株予約権の割当日の東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方の金額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は株式分割又は株式併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く）、上記の行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額×（既発行株式数＋（新規発行株式数×1株当たり払込金額）／新規発行前の株価）／（既発行株式数＋新規発行株式数）

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。



(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から10年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
- ③ 新株予約権の割当個数の全部又は一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の行使は、割り当てられた新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。
- ④ 新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合には、当社取締役会の決議がなされた場合）、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社取締役会が別途定める日をもって、当社はその有する未行使の新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 上記①及び②の場合における手続きは、当社が定めるところによる。

(9) 新株予約権のその他の事項

その他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議において定める。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区南青山二丁目24番15号 青山タワービル別館  
当社本店会議室  
TEL 03(5414)3611 (代表)



交通 東京メトロ銀座線 外苑前駅 1b出口より 徒歩約1分  
<お願い> 駐車場、駐輪場のご用意はございませんので、公共の交通機関のご利用をお願いします。